

兵庫県ふるさと納税地域資源認定の運用ルール（令和5年10月1日～令和6年9月30日認定分）

制定：令和5年9月29日市振第2878号

区分		但馬牛、神戸ビーフ	兵庫県産米を使った兵庫の清酒	兵庫県産特A米
定義		但馬牛（うし）を素牛とし、繁殖から肉牛として出荷するまで県内で飼養・品質管理し、県内の食肉センターに出荷した牛肉を但馬牛（ぎゅう）、うち肉質等級A・B4等級以上で脂肪交雑NO.6以上等の枝肉格付けのものを神戸ビーフ【精肉のみ】 〔但馬牛（うし）：兵庫県内で生まれた黒毛和種で、先祖代々の血統をさかのぼってもその全てに兵庫県生まれの牛だけの牛〕	兵庫県産米（山田錦、五百万石等）を使用した日本酒であり、県内醸造所で製造された清酒 （純米酒には限定しないが、原料米は県産米であること）	兵庫県産米のうち（一財）日本穀物検定協会の食味ランキングで「特A」評価を受けた米 〔日本穀物検定協会「米の食味ランキング」 「特A」基準米より特に良好 「A'」基準米とおおむね同等 評価基準：特A > A > A' > B > B'〕
返礼品調達		<ul style="list-style-type: none"> <li>指定登録店（神戸肉流通推進協議会）から調達</li> <li>牛トレーサビリティ法に基づく個体識別番号の表示などニセモノ対策を必須（市町も調達事業者から報告を求めるなど）</li> <li>数量等の市町統一化は行わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫五国飲みくらべセット（神戸酒類販売(株)、ひょうごふるさと館）を例とする</li> <li>以下の要件を満たす場合は新商品でも可能 〔①五国の各県で製造された清酒2種以上5種以下をセット ただし、1地域1本以内とし、自地域の清酒をセットに含めること ②セットの各清酒の分量は同量 ③意匠箱のデザインは各販売事業者で設定〕</li> </ul>	※ 当該指定期間は該当なし
表示	表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>但馬牛、但馬ビーフ、神戸ビーフ、神戸肉、KUBE BEEF、神戸牛</li> <li>※個別銘柄（例：淡路ビーフ等）の表記は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫五国！定番飲みくらべセット 等（福寿、龍力、但馬、奥丹波、都美人）</li> <li>募集にあたっては、個別銘柄の表記も可能（ただし市町名を入れる）</li> </ul>	※ 当該指定期間は該当なし
	生産地表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税ポータルサイト・チラシに兵庫県地域資源認定品である旨表記すること（例：この返礼品は、兵庫県地域資源認定品です。〇〇市・町の地場産品ではありません。）</li> <li>返礼品には、証明書（産地市町名入り）・<b>個体識別番号</b>を同封</li> <li>産地ではない旨表示すること</li> <li>可能であれば、ふるさと納税ポータルサイト・チラシにも産地市町名記入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税ポータルサイト・チラシ等に、清酒の個別銘柄、醸造所を表記する場合は、当該市町名を併記すること【例：福寿（神戸市）】</li> </ul>	※ 当該指定期間は該当なし
活用条件	認知度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>但馬牛、神戸ビーフの定義、ルーツ、歴史等を説明したパンフレット等を返礼品に同封【県がデータで提供、一部は神戸肉流通推進協議会から各市町が調達】</li> <li>ふるさと納税ポータルサイト・チラシ等に但馬牛・神戸ビーフの定義・歴史の説明書きを入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫の清酒、酒蔵を説明するパンフレット等を返礼品に同封【県がデータで提供】</li> <li>ふるさと納税ポータルサイト・チラシ等に兵庫の清酒の定義・歴史等の説明書きを入れる</li> </ul>	※ 当該指定期間は該当なし
	認定期間	・令和5年10月1日～令和6年9月30日（1年更新）		
	効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用市町は、品目別、月別で「寄附受入金額、件数」を県に報告すること</li> <li>産地市町は、認定地域資源別、月別で「寄附受入金額、件数」を県に報告すること</li> </ul>		
	運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源認定の事業効果を分析し、必要に応じて見直す</li> <li>県の指定する活用条件に違反する市町、事業者がある場合は、認定期間の途中での取り消しを行う</li> <li>県の認定制度を活用する場合は、各認定期間ごとに、認定期間品目名、表示方法、調達事業者名等を含め事前に県に報告すること（変更を含む）</li> <li>県は当初及び地域資源認定の継続の際に記者発表するとともに、活用市町を随時県ホームページで公表すること</li> <li>認定地域資源同士の組み合わせ（例：但馬ビーフと五国飲みくらべセット）、認定地域資源と市町地場産品との組み合わせ（例：五国飲みくらべセットと魚の干物）を認める</li> </ul>		
	交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地と産地外市町との交流促進を図るため、交流活動の取組に努めること（例：都市の学校の課外授業で但馬牛の知識を教育 など）</li> </ul>		
その他		・活用市町において、運用ルールに著しく違反したと認められる場合は、県は、その市町に対して当該認定品目の活用を認めないこととすることができる。		